

◆展示場 施設利用基本料金

※消費税込(円)

| 利用区分/時間 | | 平日 9:00～19:00 | 土・日・祝 9:00～19:00 |
|---------|-------|------------------|---------------------|
| 利用料金 | 営利目的 | 42,000 | 84,000 |
| | 非営利目的 | 12,600 | 25,200 |

- ・上記料金は展示場のみ利用し、ホールを利用しない場合の料金です。
- ・冷暖房を利用するときは1時間につき4,200円。
- ・施設利用目的の判断については、下記をご覧ください。
- ・早朝延長(8:00～)の施設利用料金は、基本利用料金の30%となります。
- ・夜間延長する場合は1時間ごとに基本利用料金の30%に相当する額を徴収します。

◆展示場 施設利用目的表

| 利用目的 | 利用団体または個人 | 施設利用目的等 |
|-------|---|---|
| 営利目的 | ①株式会社・合名会社・合同会社・合資会社・有限会社など | ◎物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (会議・研修会・説明会・講習会・講演会・式典・総会・安全大会・採用面接・健康診断・控室など) |
| | ②個人事業主 (教室・私塾・施業・法律系事務所・建築系事務所・芸術関係・商店・美容関係・コンサルタント・インターネットショップ・ネットワークビジネスなど) | ◎物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がある催事 (商品展示・商品説明・商品発表・無料体験・無料相談・エステ・コスメ・カイロプラクティックなど) ※弁当代や花代等、利用者の経費の支払いは除きます。 |
| 非営利目的 | ③行政機関・財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・NPO法人・公益法人・医療法人・事業組合・一宮市市民会館指定管理者など (その他、認可法人をはじめとする公共的団体など) ④非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体や任意団体・ボランティア団体など ⑤サークル活動・個人活動など | 【注意】 同表①②の団体及び個人等が参加して、物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為を行う場合は、営利目的利用とみなします。 |

- ・利用当日、申請書に記載の施設利用目的等を確認するため、会館スタッフが立ち入ることがあります。

◆付属設備利用料金

- ・付属設備に関しまして、展示場へ貸し出しが可能なものにつきましては、「ホール付属設備」に準じます。